



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)
号外 第 59 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県立保健環境科学研究所における試験、検査等に係る手数料の額を定める規則 (健康福祉総務課)
規 則

公布された条例等のあらまし

島根県立保健環境科学研究所における試験、検査等に係る手数料の額を定める規則 (規則第43号)

1 規則の概要

島根県立保健環境科学研究所における試験、検査等に係る手数料の額を定めることとした。

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県立保健環境科学研究所における試験、検査等に係る手数料の額を定める規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第43号

島根県立保健環境科学研究所における試験、検査等に係る手数料の額を定める規則

島根県立保健環境科学研究所条例 (昭和39年島根県条例第12号) 別表の 1 の項手数料の額の欄の実費を基準に知事が定める額は、次の表のとおりとする。

試験等の種類	試験等の内容	手数料の額
1 ガスクロマトグラフ分析	(1) 食品分析 (有機塩素系農薬等 5 成分まで)	1 試料につき 57,370円
	(2) 食品分析 (有機りん系農薬等 5 成分まで)	1 試料につき 55,790円
	(3) 大気 (悪臭) 分析	1 試料につき 22,440円
2 ガスクロマトグラフ質量分析	(1) 大気分析	1 試料につき 41,630円
	(2) 水質分析	1 試料につき 40,860円
	(3) 水質 (農薬) 分析	1 試料につき 40,300円
3 原子吸光光度分析	(1) 食品分析	1 試料につき 24,030円
	(2) 大気分析	1 試料につき 20,520円
	(3) 水質分析	1 試料につき 20,930円
4 分光光度分析	(1) 食品分析	1 試料につき 12,120円
	(2) 大気分析	1 試料につき 12,810円
	(3) 水質分析	1 試料につき 10,130円

5	フロー式分光光度分析	水質分析	1 試料につき	9,160円
6	高速液体クロマトグラフ分析	(1) 食品分析	1 試料につき	32,300円
		(2) 大気分析	1 試料につき	25,580円
		(3) 水質分析	1 試料につき	31,450円
7	誘導結合プラズマ発光分光分析	(1) 大気分析	1 試料につき	23,640円
		(2) 水質分析	1 試料につき	22,240円
8	誘導結合プラズマ質量分析	水質分析	1 試料につき	33,480円
9	イオンクロマトグラフ分析	大気分析	1 試料につき	44,740円
10	複数の分析機器を使用する分析	温泉分析	1 試料につき	144,250円

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。